

【重要】企業会計における工事・委託等の代金の支払い手続きについて

平成22年4月1日より、岡山市下水道河川局（下水道事業）の会計方式が「企業会計（注1）」へ移行したことに伴い、**年度ごとに12月25日（注2）を期限として、工事・委託等の代金のうち、年度内（3月31日まで）に支払う額を確定する必要があります。**工程管理等の徹底をお願いします。

（注1）「企業会計」とは、岡山市が実施する下水道事業に「地方公営企業法」を適用することにより、その会計を「企業会計原則」に従った方式とすること。

（注2）12月25日が土日の場合は、それ以前の開庁日を期限とする。